

議員提出議案第6号

インボイス制度の廃止を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和8年9月24日

提出者 西東京市議会議員 後 藤 ゆう子

賛成者 西東京市議会議員 田 代 伸 之

西東京市議会議員 森 しんいち

西東京市議会議員 中 村 すぐる

西東京市議会議員 下 田 純 一

西東京市議会議員 納 田 さおり

西東京市議会議員 田 村 ひろゆき

西東京市議会議員 長 井 秀 和

西東京市議会議員 かとう 涼 子

インボイス制度の廃止を求める意見書

消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）は、令和5年10月から導入され、これまで日本で行われてきた商取引に大きな変化をもたらしている。制度の導入に伴い、事業者、とりわけ中小企業、小規模事業者において新たな事務負担や税負担が生じることでの経営への深刻な影響を招いている。

フリーランス、一人親方、外注・下請事業者などの小規模な免税事業者は、取引先からインボイス発行事業者となることを求められるケースが多く、課税事業者となった場合には、新たな納税義務と事務負担を負うこととなる。また、インボイス発行事業者にならないことを選択した場合であっても、取引条件の変更や値引き、取引自体の見直し等を求められる事例が生じている。

制度導入に当たっては、事業者の負担を軽減するための措置が設けられた。しかし、令和8年度税制改正でインボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置及び免税事業者等からの仕入れに係る経過措置については延長されたものの、小規模事業者に対する負担軽減措置の対象から法人は除外されることとなった。これにより、除外された法人の負担が増加することも懸念される。

インボイス制度は、事業者間の取引における事務手続きが複雑になるため、特に経営基盤の弱い中小企業、小規模事業者にとって大きな負担となっている。そのため、地域経済を支える中小企業、小規模事業者やフリーランス等が、過度な事務負担や税負担によって事業の継続を断念することがないように、十分配慮することが求められる。

よって、国においては、税負担の公平性にも留意しつつ、事業者の実情を踏まえ、消費税率の議論とあわせて、以下の事項について検討し、取り組むよう強く求める。

- 1 インボイス制度の廃止
- 2 インボイス制度を廃止するまでの間のインボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置及び免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の延長・拡充

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

西東京市議会議長 佐藤 公男

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣